

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530175

研究課題名(和文) 平和活動の新展開－英・米・国連の平和活動ドクトリンの変遷と課題

研究課題名(英文) New Horizon of Peace Operations - Doctrinal Transformation and Challenges in the UK, US, and the UN

研究代表者

青井 千由紀 (AOI, Chiyuki)

青山学院大学・国際政治経済学部・教授

研究者番号：60383494

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、米国、英国、国連での平和活動ドクトリン改定の現状を分析した。ドクトリンとは、活動の際、状況に応じて適宜適用される緩やかな原則を指す。活動を成功裏に実施するためには適切なドクトリンが不可欠である。

英国、米国に共通する流れとして、国連の概念や政治的動きを反映させ概念を統合する動きが認められる。英国では、平和支援活動概念の構成要素のうち平和維持の範疇が国連と統合され、米国では文民の保護など基幹領域の概念の補強が行われた。国連での動きについては、国際共同研究を発足させ、近年、新しいタイプの平和活動や任務が設立されたことに鑑み、安定化ドクトリンの必要性が認められるとの結果を得た。

研究成果の概要(英文)：This project investigates the currents in revision of peace operations doctrine in the UK, US, and the UN, and the main drivers behind those processes. A doctrine is a set of principles to be applied with judgment according to situations faced. An appropriate doctrine is necessary in order to achieve success in operations.

The main findings of the project are that both UK and US doctrine revision processes reflected efforts to follow the trends and political focus of the UN. Of special importance in the UK doctrine were the definition of peace enforcement and peacekeeping, and in the case of the US specific themes such as protection of civilians. In order to investigate the doctrine revision process at the UN secretariat, this project created a book project in collaboration with experts at the Norwegian Institute of International Affairs. We argue that there is a need for the UN to prepare a separate doctrine covering stabilisation, following recent developments in the field.

研究分野：国際安全保障

キーワード：平和活動

1. 研究開始当初の背景

- 1) 平和活動分野のドクトリンは、冷戦終了後の平和活動への関心の高まりを受け、活動の成功を担保する上でのその重要性が広く認識されるようになった。

ドクトリンとは、状況に応じて柔軟に適用される活動原則をさし、効率の良い平和活動の前提である。

平和活動分野でのドクトリンは、一部の主要国が保有しているが、国連では2008年に平和維持活動局が準備した『国連平和維持活動原則とガイドライン』が最初のものである。これは、近年の平和活動の多様化を受け、加盟国内、あるいは国連組織内で平和活動の原則や、平和構築全般の中での平和維持の位置付けに関する認識を共有しようとする意図で作られた。

- 2) ところが、各国の政治的、軍事的、行政的事情により、国や組織ごとのドクトリンの原則や概念の間に必ずしも同質性が確保できないのが現状であった。特に、関連政府の合意の下、和平合意の履行を主眼とする2008年国連ドクトリンと、国連平和維持活動よりも幅広い活動範囲を想定する北大西洋条約機構(NATO)諸国による平和支援活動(PSO)の間の概念の差異があることが認識されてきた。この差異を克服したい意向が英国のドクトリン担当者から表明されていた。

- 3) また、2000年のブラヒミ改革以降の国連平和活動は長期的な和平合意履行を想定しているが、これがどの程度各国のドクトリンに適切に反映されているのかについても調査する必要があると認識していた。例えば、平和構築分野での文民活動との調整の問題などである。

2. 研究の目的

- 1) 以上の流れを受け、本研究では、主要先進国及び国連におけるドクトリン改定作業の現状を探る。さらに、現行の国連ドクトリンが想定しているのが和平合意の履行であることを踏まえつつ、各国及び国連における問題意識や政策議論を調査する。

ただし、これらはいくまで研究の前段階の認識であり、各国、国連での問題認識がこれよりも違うものであれ

ば、それらについて重点的に調査していく。

- 2) 研究対象国としては、北大西洋条約機構内で平和支援活動ドクトリン開発の担当国であり、2012年度にドクトリン改定を予定していた英国、また超大国として平和活動分野に多大な影響力を持つ米国とする。さらに、2008年ドクトリン制定後数年を経た国連事務局での問題認識と改定の可能性を調査する。

- 3) さらに、平和活動の現状や課題に関する独自の調査に基づき、英米、あるいは国連での改定作業の評価を行う。

- 4) 上に基づき、概念開発の今後の方向性について考察をし、政策提言を行う。

3. 研究の方法

- 1) 英米各国及び国連ドクトリン起草改定実務担当者に対する聞き込み調査、一次資料の入手、情報収集。
2) (開催されれば)英米省庁あるいは国連主催のドクトリン会議への参加、意見交換。
3) 学会など専門家コミュニティにおける問題意識の把握。
4) 学術論文や学術書の発表を通して、改定プロセスに対する具体的な提言を行う。

4. 研究成果

- 1) 英国
(ア) 既存の英国平和支援活動ドクトリンに関して、国連の平和活動概念との間に相違点があることに関する問題意識が、国防省平和支援ドクトリン改訂担当者に対するインタビューにより明らかになっていた(研究開始時点)。この問題意識は、研究期間中に行われたドクトリン改訂プロセスを通じて実際の改訂に反映された。

- (イ) 同時に、英国では、平和支援活動ドクトリンを独自の(英国固有の)ドクトリンとしては廃止し、自らが起草を担当するNATOの平和支援ドクトリンをもって代替することを決定した。そのため、NATOが新たなドクトリンを採択した際に、英国の統合ドクトリン(『平和支援活動に対する軍事的貢献』、JWP3-50)は廃止されている。

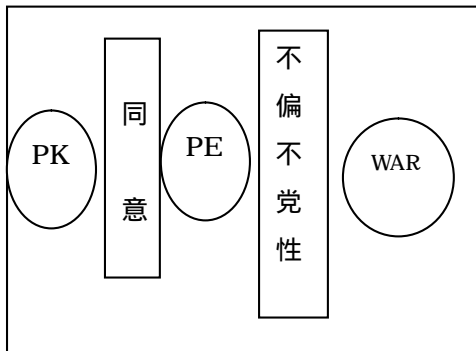
ただし、NATOにおけるドクトリン起草作業は集合的なものであり、英国のみの意向が反映されるわけではない点に留意する必要がある。そのため、各国での批准に至るまでの過程で、最終文書には細部にわたる変更が加えられ、通常は国別ドクトリンより一貫性がなくなるのが常である。

- (ウ) 概念上問題視されていたのは、特に平和支援ドクトリンの中でも、平和強制と平和維持の定義に係るものである。

平和支援活動は、従来型の平和維持活動に加えて、紛争中か紛争後の戦略的に流動的な状況に展開される可能性も含み、紛争の影響の封じ込め、紛争終結のための外交努力の補佐、平和構築の補佐といった多様な活動を含む。

そのため、平和支援活動は、1998年版のドクトリン(英国)以降、紛争から平和への移行を促す活動のスペクトラムとして概念化されている。その軍事的要素は、平和強制(PE)と平和維持(PK)とされている。平和支援活動においては、現地主体の同意は変数として捉えられており、この点がブラヒミ改革以前の伝統的平和維持活動とは違う点である。同意の維持と形成を促すため部分的な強制力を用いる活動が平和強制であり、同意が得られている間に適用され、強制力を用いない活動が平和維持である。

また、平和支援活動においては平和強制と戦争(War)も明確に概念上区分されている(下の図参照)。戦争は、当事者に対する軍事的勝利を目的とするため中立の活動ではないが、平和強制は和平合意や人権擁護などの原則に照らして活動が中立であるとされている。従って、両者を概念上区分する要素は「中立あるいは不偏不党性(Impartiality)」の原則である。



エ) 上のような概念枠組みの大枠は改定後の現在でも変わってはいないが、平和維持、平和強制という二つの構成要素の定義が変更された。ブラヒミ改革以降の国連平和維持活動では、和平合意の履行に際してスポイラーに対処することができる「強化された」平和維持を可能としている。一方、英国/NATO 平和支援活動における平和維持の定義は同意を前提としていたことから、これを国連の定義と合致させ、戦略レベルの同意はあっても現場レベルの同意については変動する可能性がある状況での活動とした。よって、先の平和維持の定義よりも幅広い「強化された平和維持活動」を含む定義となった。対して、平和強制の方は、国連憲章7章下で行われ、同意が得られない状況において平和を回復する活動という国連の伝統的な定義と一致させた。

いずれも国連の定義を念頭に入れた改革であり、各国のドクトリン改訂プロセスが国連の影響を強く受けていることが伺われる。その一方、現行ドクトリンでは新たに国連文書とのずれが生じた部分もあり、不明瞭さが残っていることは否めない。

2) 米国

- (ア) 米国では、2012年の平和活動ドクトリンが現段階では最新版となっており、次の改訂は2017年の予定である。

ただし、文民の保護など関連領域での研究や、ガイドライン、技術マニュアルの発表は随時行われている。市民の保護については、2015年に当該分野では初めて陸軍技術マニュアル(technical publication)が発表された。

- (イ) 米国の平和活動ドクトリン改訂の特徴として、これが関連分野(安定化、対反乱)のテーマと連動して改訂される点が挙げられる。これは、英国などが平和支援を安定化や対反乱とは根本的に異なる活動と考え、ドクトリン上のアプローチも相互に独立している傾向とは質を異とするものである。

これは、歴史的背景の他に、米国がここ10年ほど、フルスペクトラムアプローチをとっていることに起因すると考えられる。つまり、全ての活動は、安定化、防御、攻撃という3つの要素の組み合わせ

せであるという考え方による。

- (ウ) 上記のテーマの他に、特定領域、特に文民の保護や紛争の変遷 (conflict transformation) について、国連の動きと連動してこれらの概念をドクトリンに反映させることに対する関心が高い。後者は2012年ドクトリンに始めて反映されたものである。前者の問題への関心は、国連での動きの他に、アフガンなどの国連外での活動における文民保護を巡る問題への対応でもある。

3) 国連での動き

- (ア) 国連におけるドクトリンの改訂は必ずしも簡単な作業ではない。しかしながら、事務局においては、2008年のドクトリンの採択から数年がたつことから、ドクトリンの見直しの必要性が認識されていた。ただし、その方向性や政治的可能性について特段の合意はなく、むしろ2008年のドクトリンに付随する活動領域やテーマごとの技術マニュアルが数多く起草されてきた。
- (イ) ドクトリンへの関心は政治レベル(加盟国)では必ずしも共有されたものではなかったが、最近になり国連安保理が新たなタイプのミッションを設立し始めたこと等を受け、平和活動全般の見直しの機運は高まっていった。特に、コンゴ民主共和国における国連平和活動に攻撃的任務を付与された「介入旅団」が設置されたこと(2014年) また、2013年、過激派の伸張が続くマリにおいて国連マリ多元統合安定化ミッションが設置されたことは重要な展開である。
- (ウ) こういった流れを受け、本研究では、国連については、ブラヒミ改革以降ほぼ一貫して国連の本来任務として受け入れられるようになった和平合意履行型平和活動よりも、紛争の政治解決が未だ得られていない状況下での活動及び文民の保護の任務履行がより切迫した問題であるとの認識のもと、この分野でのドクトリン上の課題を研究することとした。
- (エ) この分野については、研究代表

者の働きかけで、ノルウエー国際問題研究所(オスロ)の協力を得て、学術出版計画を発足させることができた。2016年末に学術書の出版が予定されている (Routledge, Global Institutions Series)。

本書は、特に1)安定化、2)攻撃型任務履行を含む武力行使の基準、3)紛争の政治解決が欠如する中で文民の保護という側面が今日のドクトリンを考察する上で重要な点であるとし、これらに関する明確な指針を含む国連安定化ドクトリンの開発の必要性を議論する。

- (オ) また、本書では、文民の保護を巡る主要な問題も、事例、理論双方の観点から検討している。また、マリ安定化ミッションで顕著であったように、国連による最新機材の使用や、海洋力の活用についても別個検討している。さらには、こういった新たな活動が示唆する平和活動あるいは安定化の文脈での強制力の使用についても、そのドクトリン上のあり方について検討している。
- (カ) 折しも、2015年には、上述した動きを受け、国連平和活動に関するハイレベルパネル(United Nations High Level Independent Panel on peace Operations, HIPPO)の報告書が発表され、多様化する国連平和活動について、ドクトリン上の再考察を含む見直しが提言された。
- (キ) 本研究は、成果出版学術書執筆の過程で国連報告書の準備にもインプットを行う努力をしてきており、政策提言を行う内容となっている。本書の出版が終了した折には、政策提言の一貫として、国連平和活動関連実務者などを交えた意見交換を行っていく考えである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 1 件)

青井 千由紀 東京大学 安全保障研究ユニット (Security Studies Unit) SSU

FORUMにおいて研究発表（2014年1月27日）
発表タイトル “Adapting for Stabilisation: Implications for UN Peace Operations Doctrine”(安定化への適応：国連平和活動ドクトリンへの示唆)
場所：東京大学（本郷キャンパス）

研究者番号：

〔図書〕(計 1 件)

Chiyuki Aoi (Co-editor with Cedric de Coning and John Karlsrud), *UN Peacekeeping Doctrine in a New Era: Adapting to Stabilisation, Protection and New Threats* (London: Routledge, Global Institutions Series) (2016 年末刊行予定)。
(ノルウエー国際問題研究所との共同研究)

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青井 千由紀 (A01, Chiyuki) 青山
学院大学 国際政治経済学部 教授

研究者番号：60383494

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()